

高教 第 48 号

令和 2 年 4 月 8 日

県立中学校長  
各県立高等学校長 殿  
県立中等教育学校長

茨城県教育委員会教育長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る県要請に伴う学校における対応について (通知)

新学期の対応については、令和 2 年 4 月 2 日付け高教第 2 号及び令和 2 年 4 月 6 日付け高教第 21 号で通知し、各学校において様々な取組を行っていただいているところです。

令和 2 年 4 月 7 日に政府から緊急事態宣言が発令されたことを受け、本日、県として別添「茨城県からのお願い」を発表しました。

その中で、一部通学自粛を要請していることを踏まえ、下記のとおり対応願います。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後の感染の拡大の状況により、変更もあり得ることを申し添えます。

記

- 令和 2 年 4 月 6 日付け高教第 21 号「令和 2 年度の各学校の新型コロナウイルス感染症に対する新学期の対応の一部変更について (通知)」

「1 学校の臨時休業等について (2) 10 市町以外の県立中学校・高等学校」を、以下のとおり変更する。

(変更前)

感染症対策を十分行った上で、授業・部活動等を実施する。

↓

(変更後)

感染症対策を十分行った上で、授業・部活動等を実施する。

なお、10 市町及び緊急事態宣言の対象地域から通学する生徒については、5 月 6 日 (水) まで、通学を自粛すること。

また、通学を自粛する生徒については、欠席扱いとせず、臨時休業と同様の措置を講じるよう配慮願います。

問い合わせ先

茨城県教育庁学校教育部高校教育課指導担当

TEL 029-301-5260 FAX 029-301-5269

## 茨城県からのお願い

昨日、7都府県を対象に緊急事態宣言が発令されました。本県は緊急事態宣言の対象とはなっていませんが、東京都、千葉県及び埼玉県と近接し、通勤等での移動が多いことから、以下について、**ご協力をお願いします。**

### 10市町に居住の方及び事業者に対し、以下を要請します。

※10市町：現在平日夜間と休日の外出自粛要請をしている、古河市、つくば市、つくばみらい市、守谷市、土浦市、阿見町、牛久市、龍ケ崎市、取手市及び神栖市

- ◆ **平日昼間を加えた不要不急の外出自粛**
- ◆ **外出自粛の要請期間を5月6日まで延長**
- ◆ **会社員等の通勤自粛**

※社会機能を維持するために必要な職種を除き、オフィスでの仕事は原則自宅（テレワーク等を活用）で行ってください。

- ◆ **県立高校生10市町外への通学自粛**

### 県内に居住の方に対し、以下を要請します。

- ◆ **緊急事態宣言の対象地域への通勤・通学を含めた移動自粛**
- ◆ **緊急事態宣言の対象地域に居住する家族等に対する帰省の呼びかけ自粛**
- ◆ **やむを得ず緊急事態宣言の対象地域から帰省した場合は、なるべく家族との接触を避け、14日間の自宅待機**

10市町及び緊急事態宣言の対象地域に在住又は勤務する県職員についても、5月6日まで業務に支障のない範囲で、原則在宅勤務（テレワーク等活用）とする。

※ 保健所業務、病院業務、窓口対応業務など、現地性や緊急性の高い業務はテレワークの対象外とし、業務に支障のない人員体制を維持。